

○ 財務省令 第三百九十九号
平成二十一年八月十七日第五条第十一項に規定する。昭和五十七年大蔵省告示第二百九十九号
平成二十一年八月十七日より告示する。昭和五十七年大蔵省告示第一〇二号
平成二十一年九月八日付三回に発行した利付国債の発行等に關する省令(昭和五十七年大蔵省告示第一〇二号)の規定に基づき、

財務大臣 与謝野馨

二 一 行 平省
の法發号名
條律行稱及
項及のび根
びそ拠記

四 三 二 一 行 平省
發行用振替等
行方法の適
のし定あ争争う札価振の以律社条第一並年特投図財十利
決、めつ入入。へ格替適下へ債第四平び法例融る政三付
定価らて札札に以を機用一平、一十成に律に資た運回)庫
を格れられ、と發によ下競闘を振株項六十
受競た価同行る価に争は受け特別會券に必要に
け争格時一發付本法律等の振替法の会計上公債券(二年)(二百八
た入競率にと行格付銀の振替に法律第一
各札争行い(以争て行のとく)と
申に入わう(以下入行ととく)と
込お札れ。下入行ととく)と
みいのにる、一札わする。の
のて利お入価価一れ。の
応募率い札格格とる。そ規
募入とてで競競い入の定。

のし定あ争争う札価振の以律社条第一並年特投図財十利
決、めつ入入。へ格替適下へ債第四平び法例融る政三付
定価らて札札に以を機用一平、一十成に律に資た運回)庫
を格れられ、と發によ下競闘を振株項六十
受競た価同行る価に争は受け特別會券に必要に
け争格時一發付本法律等の振替法の会計上公債券(二年)(二百八
た入競率にと行格付銀の振替に法律第一
各札争行い(以争て行のとく)と
申に入わう(以下入行ととく)と
込お札れ。下入行ととく)と
みいのにる、一札わする。の
のて利お入価価一れ。の
応募率い札格格とる。そ規
募入とてで競競い入の定。

五

ハロイ
方募

別債行争非者特国札非
 参市及入価・別債発競
 加場び札格第参市行争
 者特国發競I加場入行争の

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内参額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のより割高
 申応りい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
 入場も加、た価格国定特あ争争す得格
 札特の者財後格競債め別つ入るらを
 発別にご務に競争市る参て札札もれ募
 行参よと大行入札特の者財同行に価額
 一加るに臣われ札發別にご務時一よ格に
 と者発応がれの行参よと大にとるをよ
 い・行募各るの行参よと大にとるをよ
 う第へ限國る募一加るに臣行い發そり
 。) II以度債入と者発応がわう行の加
 非下額市札のい・行募各れ。(以發重
 価一を場で決う第へ限國る、下行平
 格国定特あ定一 I以度債入価一価均
 競債め別つを及非下額市札格非格し

六

イ

発

ハ

口

行 争 非 者 特 国	札 非	入 価 入 価 ·
入 価 · 別 債	發 競	札 格 行 札 格 第
札 格 第 參 市	行 争	發 競 發 競 II
發 競 I 加 場	入	行 争 額 行 争 非

二債の特投図財億債の特投図財億はづ律十で利第入り確う円額
十に規例融る政三に規例融る政九、き第五一付一れ財保ち面
四つ定に資た運千つ定に資た運千額發六万兆国項の政を、金
億いに關特め當九いに關特め當六面行十円八債の特投図財
円て基す別のに百て基す別のに百金し二、千に規例融る政
、づる会公必万、づる会公必二額た条特六つ定に資た運二
額き法計債要円額き法計債要十で利第別百いに關特め當兆
面發律かのな面發律かのな五三付一會二て基す別のに二
金行第ら發財金行第ら發財万千国項計十はづる会公必千
額し二の行源額し二の行源円四債のに六、き法計債要百
でた条繰及のでた条繰及の百に規關億額發律かのな二
千利第入り確四利第入り確九つ定す三面行第ら發財十
八付一れ財保十付一れ財保十いにる百金し二の行源四
百国項の政を六国項の政を七て基法七額た条繰及の億

イ 一	十 十	九 八	二	ハ ロ イ	七	二
発	振	額	最	払	行	争
価發	替	低	行	争	非	者
格行	額	入	債	入	非	特
競価	面	札	格	札	入	國
争格	位	札	第	格	競	行
日	金	格	參	市	競	競
	發	競	市	行	發	競
	競	II	行	爭	競	II
	加	加	競	發	競	加
	場	場	I	競	競	場
				額		
額	平	す	額	の	千	条
面	成	る	振	五	千	特
金	成	る	替	三	十	
二	。整	る	万	百	四	
。	載	の		四	億	
額	數	又		億	五	
百	倍	は		百	千	
一	規			六	四	
年	定			万	百	
八	記			二	十	
に	錄			五	六	
つ	に			億	六	
き	月			百	十	
十	額			五	六	
百	は			六	億	
七	よ			百	十	
円	最			七	九	
日	振			十九	八	
	る			万	千	
五	低			九	六	
錢	替			万	八	
五	も	額		百	百	
	口	口		二	九	
	の	面				
	座	座				
	と	金				
	簿	簿				

の経利入価・別債行争非者特国札非入
払過札格第参市及入価・別債発競札
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行争發
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場、入行

(二)

にへ額よに座も係
おたにりつにのる
いだ百算い記と所
てし分出て載し得
取、のしは又て税
得当二た、は振が
す該十金前記替源
る国を額記録口泉、
者債乗か(一)さ座徴
がをじらのれ簿収の
非發た當算る中さ利
居行金該式ものれ子
住時額金にの口るに

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{2}{365}$$

(一)年
も号には募○
のによ、
と規入・
する定決
する定算
する出金
する額に
期た通
日金加
に額え
払を次
い第のけ
込二算
む十式者

厘額厘
面以上
金額百
円につき
百円五
銭八

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成二十三年八月十五日につき百円額面金額百円を支払う。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十一年八月十七日

額面金額 × $\frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$